

プリティ宮城ちえ議員に対する問責決議

令和8年1月31日、プリティ宮城ちえ議員が国連の先住民族の権利に関する専門家機構（EMRIP）に提出した文書の冒頭には、「沖縄県宜野湾市議会に代わりまして」意見を表明する旨が明確に記載されていた。

地方議会は合議制を原則とし、その意思は議決によってのみ決定されるものである。しかしながら、当該文書は「市議会に代わりまして」という表現をしているにも関わらず、議会の議決、承認を一切経ていない。

また、当該文書には、過去に宜野湾市議会が議決した普天間飛行場の騒音問題に関する決議内容が引用されている一方で、議決内容を超える基地問題全般に関する主張や沖縄県民が「琉球先住民族」であるかのような記載が含まれている。

本市議会は日本政府及び関係機関に対し、令和元年12月20日に「国連各委員会の『沖縄県民は日本の先住民族』とする勧告の撤回を求める意見書」を決議しており、今回の文書は過去の議会意思とも整合しない内容となっている。

さらに、当該文書は国連の公式ホームページに掲載されていたにもかかわらず、その提出について議会への事前説明や報告は一切なく、市民からの問い合わせにより初めてその存在が判明した。このことは、市民及び議会に対する説明責任の観点からも看過できない。

なお、本市議会は議員個人の政治的信条や政策的活動そのものを否定することはなく、議員個々の主体的な活動を尊重する立場にある。しかしながら、議会の意思を代表するかのような形式での対外的発信については、合議制の原則に基づく適切な手続きが不可欠である。

以上の点から、議会の正式な意思決定手続きを経ることなく、議員個人があたかも宜野湾市議会を代表するかのよう国際機関へ文書を提出した行為は、議会制民主主義の根幹である合議制の原則を軽視し、市議会の信用と品位を著しく損なうものである。

よって、本市議会はプリティ宮城ちえ議員に対し、厳重に抗議するとともに、その責任を重く受け止め深く反省することを求め、下記のとおり問責する。

記

- 一 プリティ宮城ちえ議員は、当該文書の提出が自身の極めて個人的な行動であり決して宜野湾市議会の正式な意思に基づくものではないことを国内外に明確に示すこと。
- 一 議会の名誉及び信用の回復に向け、必要な説明及び対応を速やかに行うこと。
- 一 今後、議会の意思と議員個人の見解が混同されることのないよう、対外的活動において最大限の注意を払うこと。

以上、決議する。

令和8年6月26日

沖縄県宜野湾市議会